

「加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）」に関する
パブリックコメントに係る意見募集要項

1 意見を募集する案件

加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）

2 意見募集期間

令和2年11月4日（水）から令和2年12月3日（木）まで

3 意見を提出できる方

- ・加古川市内に在住、在勤、在学の方
- ・加古川市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・加古川市に対して納税義務を有する方
- ・加古川市工場立地法地域準則条例（案）について利害関係を有する方

4 閲覧場所

加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）は、市ホームページのほか、①市役所（市民案内、産業振興課）②各市民センター ③各公民館 ④東加古川市民総合サービスプラザ ⑤各図書館（室）⑥総合文化センター ⑦人権文化センター ⑧ウェルネスパーク ⑨勤労会館 ⑩地域産業振興センターでご覧いただけます。

5 意見等の提出方法

意見提出用紙に必要事項を記入し、電子メール、郵送又はFAXで送付するか、持参のうえ、下記設置場所の意見提出箱に投函してください。

| | |
|------------|---|
| 提出先 | 加古川市 産業経済部 産業振興課（新館3階） |
| 住所 | 〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000 |
| 電子メール | sangyo@city.kakogawa.lg.jp |
| FAX | 079-424-1373 |
| 意見提出箱の設置場所 | ①市役所（市民案内、産業振興課）②各市民センター ③各公民館 ④東加古川市民総合サービスプラザ ⑤各図書館（室）⑥総合文化センター ⑦人権文化センター ⑧ウェルネスパーク ⑨勤労会館 ⑩地域産業振興センター |
| 提出期限 | 令和2年12月3日（木）必着 |

6 提出された意見の取扱い

- (1) 提出された意見は、内容ごとに整理のうえ、市の考え方をホームページで公表いたします。また、意見提出者に直接の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- (2) ご記入いただいた連絡先等の個人情報については、ご意見の内容について問い合わせをする際に利用いたします。

7 注意事項

- (1) 意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者の氏名）、連絡先を必ずご記入ください。住所・所在地が加古川市外の場合は、加古川市内の勤務先や学校の名称等もご記入ください。これらの記載がない場合は意見提出として受付できません。
- (2) 意見提出用紙は、別紙の様式をご利用ください。ホームページからダウンロードできるほか、上記5の意見提出箱の設置場所でも配布しています。なお、任意の様式で提出していただくことも可能ですが、その際には、住所（所在地）、氏名（団体名及び代表者氏名）、連絡先の記入漏れがないようご注意ください。
- (3) 口頭でのご意見は受付できません。

問い合わせ先：加古川市 産業経済部 産業振興課 TEL 079-427-9235